

整理番号	6-15
------	------

令和 6 年度
第 441 回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和 6 年 10 月 18 日
15:00 ~ 15:50
千葉労働局 1 階会議室

令和6年度
第441回千葉地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和6年10月18日（金） 15:00～15:50

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者（委員）

公益委員

大澤委員、大竹委員、小野委員

労働者側委員

岡田委員、鈴木委員、田中委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、神田委員、斎藤委員、坂元委員、高橋委員

4 議題

（1）鉄鋼業最低賃金の改正審議について

（2）その他

5 資料

No.1 千葉県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書（写）

No.2 千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

6 議事内容

（会長）

ただ今から、第441回千葉地方最低賃金審議会を開催します。

本審議会は、運営規程第6条に基づき公開で開催することになりますのでその旨を公示したところ、傍聴される方はおりませんことをご報告します。

なお、本日の議事につきましては、議事録を作成し公開することといたしますので、ご承知おきください。

それでは、本審議会の成立について事務局から報告をお願いします。

（賃金室長）

本日は、公益委員2名が所用により欠席されるとの連絡を受けております。

従いまして、公益委員3名、労働者委員5名、使用者委員5名、計13名の出

席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の本審議会は有効に成立しております。

(会長)

議題に入る前に本日の審議会の主旨についてご説明いたします。

まず、当審議会の特定最低賃金専門部会ですが、最低賃金審議会令第6条第5項を適用していることはご承知のとおりです。

同審議会令では、最低賃金の決定及び改正に係る専門的、技術的事項について調査審議するため設置された専門部会の意思決定について、本審の議決を待たずに審議会の意思決定とすることが合理的、かつ、効率的である場合も少なくないので、審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とするとできるとされており、当審議会では決議が全会一致となつた場合のみ適用しております。

しかしながら、鉄鋼業専門部会においては、金額改正審議において全会一致に至りませんでしたので、本日の審議会開催となりました。

それでは、本日は事務局から資料が用意されておりますので、説明をお願いします。

(賃金室長)

資料No.1とNo.2を用意してございます。

まず、資料No.1につきましては、鉄鋼業専門部会の報告書の写しになります。

次に、資料No.2につきましては、電気機械器具製造業関係になりますが、こちらは全会一致で結審となりましたので、答申文の写しを用意しております。

事務局からは以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

何かご質問等はあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

続きまして、本日の審議の進め方についてお諮りしたいと思います。

本日は、先ほども述べましたが鉄鋼業専門部会の報告について、ご審議いただくことになっております。

まず、専門部会長から部会の報告をしていただき、これを受けまして労使それ

ぞれ別室にてご協議していただき、そして、最終的に採決するという進め方にしたいと思いますがいかがでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

それでは、議題（1）の「特定最低賃金の専門部会報告について」です。
鉄鋼業専門部会長からご報告をお願いいたします。

(鉄鋼業専門部会長)

それでは、鉄鋼業専門部会の部会長である私から専門部会の経過を含めてご報告させていただきます。

専門部会は、第1回目が10月9日、第2回目が10月15日に開催され、慎重に審議して参りました。

まず、第1回目専門部会における労働者側の主張は、春闘における3万円や3万5千円という賃上げ回答や鉄鋼業としての産業の優位性を保ち、さらに東京や神奈川の最低賃金を上回る必要性があるため、労働協約の最低額1,185円、プラス89円を主張されました。

途中、プラス72円を提示し、最終的には使用者側の主張するプラス50円の影響率が5.1%であることから、影響率5%台の最大値の金額プラス65円、影響率5.6%、額にして1,161円の提示でした。

また、人手不足は事実としてあり、使用者側も「人が取れないということによる機会損失」という発言からも人出不足は共通認識と理解しており、最賃引上げは人材確保に当たっての最大の手段であること、また、一番低い方のセーフティネットとして単価を上げていく必要があるという主張でした。

そして、鉄鋼業を見ると影響率がさほど高くないということで、最終的にはプラス65円という提示でした。

続いて、使用者側の主張についてですが、プラス50円を上限として額にして1,146円までであればと主張されました。

鉄鋼業界が厳しい中、中小の賃上げ率や春闘の結果を根拠とすれば違う額の提示となるべきところ、他県の結審の状況等も鑑み、当初から最大限の額ということでプラス50円を提示していただきました。

このプラス50円はスタートの額ではなく、最大限譲歩した額とのことでした。

使用者側も、労働者側と同様に人材確保の問題は認識しているということですが、人材確保に向けた動きとして、賃金の引上げだけによらず、暑熱環境や粉塵などの厳しい作業環境を設備投資や機械化などで改善を図ることも必要とい

うことでした。

また、原材料価格の高騰、人件費の大幅な上昇、脱炭素や設備更新等により収益状況が一段と厳しくなっていること、アメリカや欧米の景気後退、中国景気の過剰生産による輸出の軟化などで経営環境が非常に厳しいものになっているということを述べられ、加えて、中小では急激な賃上げは吸収しきれなくなるということから慎重に判断していきたいということでした。

これらを踏まえ、最大限提示できる額としてプラス 50 円を提示していただきました。

第 2 回目専門部会における労働者側の主張は、千葉県最低賃金の引上げ率が 4.87% であることからプラス 53 円、1,149 円を主張されました。

一方、使用者側は、プラス 50 円は過去最高の引上げ額であり、これを超える必要性がある明確な論拠、また、地域別最低賃金の改正率を用いるという論拠が見出せないという主張でした。

労使双方、それぞれが全会一致を目指したいということで、公益委員としても全会一致に向けて調整をしましたが、残念ながら双方主張の隔たりを埋めることができませんでした。

このため、公益側から現行額からプラス 51 円引上げ、額にして 1,147 円を提示させていただきました。

理由としましては、他県の鉄鋼業の状況をみると 2 県は地域別最低賃金の引上げ額と同額ですが、多くの県では鉄鋼業が地域別最低賃金の引上げ額を上回っていること、労使双方ともに人手不足の認識に立っていることを考慮してプラス 51 円が妥当であると判断しました。

そして、この公益案について採決を行った結果、労働者側 3 名、公益委員 2 名の合計 5 名が賛成、使用者側 3 名が反対ということで賛成多数により公益案のプラス 51 円、額にして 1,147 円で決議いたしました。

簡単ではございますが、以上が鉄鋼業最低賃金専門部会の報告となります。

(会長)

ただいま、鉄鋼業専門部会長からご報告をいただきましたが、何かご質問やご発言などはあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、この報告を受けて、労使それぞれ別室にて採決に向けた協議をお願いしたいと思います。

協議が整いましたら、こちらの方へ連絡をお願いいたします。

《労使双方 別室にて協議》

《再開》

(会長)

それでは、再開いたします。

ただいま、労使双方、別室にて協議をいただいたところですが、専門部会報告について何かご意見やご発言などはあるでしょうか。

《ありません。旨の声》

(会長)

よろしいですか。

《はい。結構です。旨の声》

(会長)

ありがとうございます。

それでは、採決に移りたいと思います。

鉄鋼業専門部会報告書のとおり、時間額 1,147 円、引上げ額 51 円、効力発生日は令和 6 年 12 月 25 日とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

《7名（労働者委員 5名、公益委員 2名）挙手》

続いて、反対の方は挙手をお願いいたします。

《5名（使用者委員 5名）挙手》

(会長)

採決の結果、賛成 7 名、反対 5 名で賛成多数で決議されましたので、当審議会の結論を専門部会報告書のとおりとし、千葉県鉄鋼業最低賃金の改正を千葉労働局長に答申することといたします。

事務局は、答申文（案）を準備し各委員へ配付してください。

《各委員へ答申文（案）の配付》

(会長)

事務局は、確認のため答申文（案）の朗読をお願いします。

（賃金指導官）

《答申文（案）朗読》

（会長）

それでは、ただいまのとおり千葉労働局長へ答申することについて、ご承認いただけますでしょうか。

《はい。結構です。旨の声》

（会長）

ありがとうございます。

それでは、千葉労働局長へ答申文をお渡ししたいと思います。

《会長から千葉労働局長へ答申文を手交》

（賃金室長）

ただ今、会長から答申をいただきましたので、千葉労働局長からごあいさつを申し上げさせていただきたいと思います。

（労働局長）

ただいま、審議会の方から千葉県鉄鋼業最低賃金の改定答申をいただきました。

本当にありがとうございました。

特定最低賃金の改定につきましては、去る7月29日の本審議会において諮問させていただいたところでございますが、専門部会におきまして、慎重かつ活発なご審議をいただいたことを部会長からご報告いただきました。

今後は、この答申を踏まえて、12月25日の発効に向けて所要の手続きを進めて参ります。

最低賃金は、守っていただき初めて効力を発するということでございますので、その履行確保には全力を挙げて取組んで参ります。

また、事業者の方に最低賃金を遵守していただくためには、周知・広報活動が大事になって参りますので、この点についても積極的に取組んで参ります。

各委員の皆様におかれましては、これまで千葉県最低賃金も含めまして、真摯なご審議をいただき誠にありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、今後の日程について事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

ただいま、審議会から鉄鋼業の改正決定について答申を受けましたので、最低賃金法第11条第1項に基づき答申要旨を公示し、異議申出を受けることになります。

公示期間は15日間で、本日、審議会終了後に公示し、11月5日までの間、異議申出ができます。

異議申出があった場合は最低賃金法第11条第3項により本審議会を開催し、その取扱いについてご審議いただく必要があります。

日程につきましては、すでにご案内をしておりますとおり、11月8日金曜日午前10時30分から、会場は千葉労働局1階共用会議室となりますのでご承知おきくださいようお願いいたします。

ちなみに、電気機械器具製造業関係につきましては、10月22日まで異議申出の公示を行っているところですが、現在のところ異議申出はなされておりません。

なお、異議申出がなかった場合には、本審議会を開催する必要はありませんので、その際は委員の皆様にご連絡させていただきます。

事務局からは、以上でございます。

(会長)

ただいま、事務局から説明があったとおり異議申出があった場合は、11月8日金曜日午前10時30分から本審議会を開催いたしますので、ご承知おきください。

最後になりますが、各委員の皆様、何か発言したいことなどはありますか。

《ありません。旨の声》

(会長)

それでは、審議を終わりたいと思います。

今回をもって令和6年度の特定最低賃金に係る審議がひと通り終了しました。特に、専門部会委員の皆様には大変ご苦労をお掛けしました。

これまで、特定最低賃金の改正決定に向けてご尽力をいただき、改めて御礼申し上げます。

それでは、以上をもって閉会といたします。